

議案第17号

鳥取県総合開発審議会条例等の廃止について

次のとおり鳥取県総合開発審議会条例等を廃止することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

平成18年11月27日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県総合開発審議会条例等を廃止する条例

次の条例は、廃止する。

- (1) 鳥取県総合開発審議会条例（昭和25年鳥取県条例第43号）
- (2) 恩給並びに他の地方公共団体の退職年金及び退職一時金の基礎となるべき在職期間と職員の退職年金及び退職一時金の基礎となるべき在職期間との通算に関する条例（昭和32年鳥取県条例第29号）

- (3) 市町村の退職年金及び退職一時金の基礎となるべき在職期間と県の退職年金及び退職一時金の基礎となるべき在職期間との通算に関する条例（昭和34年鳥取県条例第24号）
- (4) 鳥取県農業振興審議会設置条例（昭和36年鳥取県条例第12号）
- (5) 鳥取県漁業協同組合合併助成条例（昭和42年鳥取県条例第26号）
- (6) 鳥取県農林団体組織整備助成条例（昭和45年鳥取県条例第5号）
- (7) 恩給の年額の昭和48年改定に関する条例（昭和48年鳥取県条例第39号）
- (8) 恩給の年額の昭和61年改定に関する条例（昭和61年鳥取県条例第31号）
- (9) 恩給の年額の昭和62年改定に関する条例（昭和62年鳥取県条例第26号）
- (10) 恩給の年額の昭和63年改定に関する条例（昭和63年鳥取県条例第16号）
- (11) 恩給の年額の平成元年改定に関する条例（平成元年鳥取県条例第18号）
- (12) 平成元年4月分から同年7月分までの遺族年金に係る加算の年額の特例に関する条例（平成2年鳥取県条例第2号）
- (13) 恩給の年額の平成2年改定に関する条例（平成2年鳥取県条例第16号）
- (14) 恩給の年額の平成3年改定に関する条例（平成3年鳥取県条例第13号）
- (15) 恩給の年額の平成4年改定に関する条例（平成4年鳥取県条例第16号）

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に廃止前の恩給並びに他の地方公共団体の退職年金及び退職一時金の基礎となるべき在職期間と職員の退職年金及び退職一時金の基礎となるべき在職期間との通算に関する条例（以下「旧条例」という。）の適用を受けている者については、旧条例は、この条例の施行後も、なおその効力を有する。